



P T A 規約

令和 5 年度改定版

杉並区立高井戸東小学校 P T A

第1章 総 則

- 第1条 (名称・事務局)
本会は高井戸東小学校PTAといい、事務局を高井戸東小学校内に置く。
- 第2条 (目的及び活動)
本会は、児童のより円満な成長をはかる為に、保護者と教職員が互いに協力し、家庭、学校、地域での教育及び生活環境の向上をめざし、会員相互の親睦を深めながら活動をする。
- 第3条 (方針)
本会は教育を本旨とする団体であって、特定の政党や宗教に偏ることなく営利を目的とするような行いをしない。他のどのような団体の支配干渉を受けない。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、又は、それに替わる者と、本校の教職員とする。
- 第5条 会員は全て、平等の権利と義務を有する。

第3章 会費及び会計

- 第6条
1. 会費は総会で決定する。
 2. 会費を見直したい時は、運営委員会で協議する。
- 第7条 本会の会員は、一定の会費を納入する。但し、年度途中の退会者について同年度の支払い済みの会費は返金しない。
- 第8条 本会の経費は、会費及び活動による収益をもってあてる。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 第10条 本会の現金は、金融機関に会計（保護者）の名義で預ける。

第4章 役 員

- 第11条 本会に会長1名、副会長4名（保護者3名、教師1名）、書記2名、会計2名、地域専門委員長1名の役員を置く。
1. 役員は会務にあたる。
 2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。役員会の責任者となる。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長不在の際はこれを代行する。
 4. 書記は総会・運営委員会の議事録を保管し、総会・運営委員会の通知をする。また本会の庶務を行う。

5. 会計は総会の決定した予算に基づいた、本会の会計事務を処理する。会計監査委員の監査を経て総会で決算報告をする。
6. 地域専門委員長は地域専門委員を代表し、地域専門委員会、班長会を統括する。
7. 役員は選挙管理委員会を除く他の会合に出席することができる。

第12条 役員および補欠の選出

1. 会長1名、副会長3名（保護者）、書記2名、会計2名、地域専門委員長1名、補欠2名は、承認選挙又は普通選挙により決める。なお、役員の選出方法の詳細はP T A役員選出規定に定める。
2. 副会長1名（教師）の選出は、学校に一任する。

第13条 役員の任期

1. 役員の任期は1年とし、再選された場合も、連続して2年を越えることはできない。
2. 役員に欠員が生じた場合、P T A役員選出規定第4条の互選会で選出、会員より承認された補欠候補者が繰り上がることとする。

第5章 委 員

第14条 本会に次の委員を置く。

1. 地域専門委員
2. 学級委員（学級専門委員・広報専門委員）
3. 選挙管理委員
4. 会計監査委員

第15条 委員の選出

1. 地域専門委員は新1～5年の各学級より1名ずつ選出される。その中から地域専門委員代表の副委員長2名を互選する。担当教師の選出は、学校に一任する。
2. 学級委員
各学級の学級専門委員は2名、その他の委員は1名。各学級委員は正副委員長をそれぞれの中で互選する。但し、各担当教師の選出は、学校に一任する。
3. 選挙管理委員については、P T A役員選出規定第2章に記す。
4. 会計監査委員は、前年度の運営委員会の推薦により2名選出する。但し、担当教師1名の選出は、学校に一任する。

第16条 委員の任期

1. 各委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
2. 会計監査委員は2年連続して就任することはできない。
3. 各委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充し、残任期間を引き継ぐ。

第17条 委員の任務

1. 地域専門委員
学校と密な連絡のもとに、地域における児童の生活環境の向上に関する事項を行う。
2. 学級委員
(1) 学級委員は、学級専門委員 2 名、広報専門委員 1 名で構成され、協力して学級活動にあたる。
(2) 各委員は各々の専門委員会に所属する。
3. 選挙管理委員については、P T A 役員選出規定第 2 章に記す。
4. 会計監査委員は、年度内の会計監査をし、その結果を総会で報告する。

第 6 章 会 議

第18条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 常任委員会
5. 地域・地区に関する会議（班長会）
6. 専門委員会
7. 学級に関する会議

第19条 総会

1. 総会は、全会員で構成される本会の最高議決機関である。定期総会と臨時総会があり、必要時に会長が召集する。
2. 定期総会
年度始めに開催し、次の事を行う。
 - (1) 予算・決算の審議及び決定。
 - (2) 活動計画・活動報告の審議及び決定。
 - (3) その他重要事項の審議及び決定。
3. 臨時総会
運営委員会が認めた時、又は全会員の 1 / 1 0 以上の要請により開くことができ、必要案件の審議及び決定をする。
4. 定足数は、全会員の 1 / 3 以上とし委任状を認める。
5. 議決は、出席者の過半数を必要とする。

第20条 役員会

役員会は、会長、副会長、書記、会計により構成し、運営委員会に提案する議題を決める。

第21条 運営委員会

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関として次の事を行う。
 - (1) 総会で委任された事項の審議

- (2) 地区や学級、及び各専門委員から報告、提案された事項の審議
 - (3) 活動計画の検討
 - (4) 細則及び規定についての検討
 - (5) その他重要事項の審議
2. 運営委員会で審議された事項は、原則として各学級で話し合い、再度本会で審議し、決定する。
 3. 運営委員会は会長の召集に応じて開催する。また必要に応じて他の会員の出席を要請して意見を求めることができる。
 4. 運営委員会は役員（全員）と、学級専門委員（各学級 1 名以上）、広報専門委員長、学校担当教師で構成する。なお、必要に応じて他の会員の出席を要請して意見を求めることができる。

第22条 常任委員会

役員、学級専門委員長、広報専門委員長による会議を、必要に応じて開くことができる。

第23条 地域・地区に関する会議（班長会）

1. 地域専門委員会
地域専門委員、担当教師により開かれる。ここでの意見を運営委員会に提案し運営委員会の意見を再び討議し、報告する。
2. 班長会
地域専門委員、班長、担当教師により開かれる。各班の意見を持ち寄り、連絡し、活動する。
3. 地区班会
地区毎に、保護者により開かれる。最も基礎になる全会員対象の話し合いであり、各班の意見を持ち寄り班長会に連絡する。

第24条 専門委員会

各専門委員会（学級専門委員会・広報専門委員会）は、所属する委員による専門委員会を開く。ここでの意見を運営委員会に提案し、運営委員会の意見を再び討議し、報告する。

第25条 学級に関する会議

1. 学級会
各学級の保護者と教師により開かれる。ここでの意見を運営委員会に提案し、運営委員会の審議を再び討議し、報告する。
2. 必要時に次の会議を開くことができる。
 - (1) 学級委員会
 - (2) 学年別学級委員会
 - (3) 学級専門委員会
 - (4) 学年総会

第26条 特別委員会

運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会を置くことができる。

第7章 同好会

第27条 本会に同好会を置く。

第8章 個人情報

第28条 本会がP T A活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理および開示については、「個人情報取扱規定」を定め、適正に運用するものとする。

第9章 付 則

第29条 本会の事務局に次の帳簿を置く。

- (1) 備品台帳
- (2) 領収書その他の重要な記録

第30条 本規約は、総会に於いて、出席者の2/3以上の賛成者をもって、改正することができる。但し、改正案の提出は、その内容をあらかじめ全会員に通告しておかなければならない。

第31条 本会の運営に関し必要な細則及び規定は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第32条 本規約は、昭和55年3月8日より実施する。

昭和56年	3月16日	一部改正
平成元年	3月13日	一部改正
平成5年	3月15日	一部改正及び改定
平成6年	5月19日	一部追記
平成8年	2月16日	一部改正
平成10年	2月21日	一部改正及び改定
平成15年	2月20日	一部改正及び改定
平成19年	11月14日	一部改正及び改定
平成27年	3月3日	一部改定
平成29年	12月19日	一部改定
令和2年	7月29日	一部改正および改定
令和3年	1月8日	一部改定

慶弔規定及びその他

1. 本校の会員、児童、学校職員の慶弔に関する支出は、金5000円とする。
2. 災害その他、特別な場合は、その状況に応じて役員会で協議し、その額を決める。

< P T A役員選出規定 >

第 1 章 役員の選出

第 1 条 会長・副会長（保護者）・書記・会計・地域専門委員長、補欠の選出は、規約第12条に基づき、本規定によって行う。

第 2 条 候補者は、次のいずれかに該当する会員とする。

1. 互選会前日までに立候補の申し出をした者
2. 互選会前日までに会員または運営委員会より推薦された者

第 3 条 候補者の選出方法

1. 選挙管理委員会は、1～5年生の会員を対象とした『役員候補者選出のための学年会』を開く。
2. 『役員候補者選出のための学年会』に先行し、1～5年生の会員に対し、立候補・免除申請を含むアンケートを行う。
3. 『役員候補者選出のための学年会』は立候補者・免除申請者を除く全員出席とし、欠席者も役員候補者の対象となる。
4. 役員、地域専門委員長および高井戸地区民センター協議会運営委員を1年以上つとめた人が申し出た場合、役員候補者の対象からはずれることができる。
5. 次年度に限り、学級専門委員長、広報専門委員長は、本人が申し出た場合、役員候補者の対象からはずれることができる。
6. その他免除対象・配慮内容については、規定範囲内において当年選挙管理委員会の判断によるものとする。

第 4 条 互選会

互選会は役員選出のための合議機関である。互選会は選挙管理委員会によって開催される。

1. 役員候補者の中から、互選により役員 9 名、補欠 2 名を選出する。
2. 役員内の互選で、役職（会長 1 名、副会長 3 名、書記 2 名、会計 2 名、地域専門委員長 1 名、補欠 2 名）を決める。
3. 役員の選出にあたって、当該年度の事情によっては運営委員会代表者の承認を得て互選会において役員の人数を追加することができる。
4. 互選会の回数は限定しない。

第 5 条 承認選挙

選挙管理委員会は、役員内の互選で役職決定後、承認選挙を行う。

1. 1～5年の会員が選挙権を持つ。
2. 選挙管理委員会は役員を公表し、無記名投票をする。
3. 互選会における決定は、全会員の過半数の賛成を以って承認される。
4. 承認を得られなかった役員があった場合、その役職についてのみ再度互選会を開き、承認選挙を行う。

第 6 条 普通選挙

互選会における役員の選出が定数に達せず、選挙管理委員会がやむを得ず必要と認めた場合、互選会出席の役員候補者の中から普通選挙を行う。

1. 1～5年の会員が選挙権を持つ。
2. 選挙管理委員会は対象者を公示し、無記名投票をする。
3. 高得票者より必要数を選ぶ。
4. 選挙終了後、役員内の互選で役職を決定し、承認選挙を行う。
5. その他、実施については選挙管理委員会に一任する。

第2章 選挙管理委員会

第7条 高井戸東小学校 PTA に選挙管理委員会を置く。

(委員の選出)

第8条 選挙管理委員会は次の条件により選出する。

1. 6年の各学級で、次年度卒業により退会する会員2名以上とし(計6名程度)、その中で正副委員長を互選する。但し、担当教師の選出は学校に一任する。
2. 欠員が生じた場合は、1. の条件に適した会員を選び、任期を引き継ぐ。
3. 1. の条件に適した会員がいない場合は、運営委員会の決定に委ねる。

(委員の任務)

第9条 選挙管理委員会の任務

1. 役員選出に関する一切の業務を遂行する。
2. 選挙管理委員会は、役員決定後、運営委員会での報告を以って解散する。
3. 選挙管理委員会は、原則として、第1章を踏まえたうえで、その年度により最良と思われる役員選出方法に改善し決定することが出来る。

第3章 付則

第10条 本規定は、運営委員会の2／3の賛成により、改正することができる。

第11条 本規定は、平成8年2月16日から施行する。

平成11年	2月20日	一部改定
平成15年	2月20日	一部改定
平成16年	3月10日	一部改定
平成17年	3月16日	一部改定
平成18年	7月12日	一部改定
平成19年	11月14日	一部改定及び追記
平成23年	5月20日	一部改定
平成27年	3月 3日	一部改定
平成29年	12月19日	一部改定
令和 元年	5月23日	一部改定
令和 2年	7月29日	一部改定
令和 5年	3月 9日	一部改訂

＜高井戸東小学校 PTA 個人情報取扱規定＞

第1条 （目的）

この個人情報取扱規定は、高井戸東小学校 PTA（以下「本会」という。）が会員より取得し、保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 （定義）

この規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース：PTA 役員名簿、会員名簿、行事などの記録や写真、及びその他、個人情報をデータベース化したり、検索可能な状態にしたものをいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。

第3条 （責務）

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 （周知）

個人情報取り扱いの方法は、総会資料、運営委員会資料または書面（電磁的方法を含む）による通知などにより会員に周知する。

第5条 （管理者及び取扱者）

1. 本会における個人情報及び個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。
2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存ならびに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
3. 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長・その他 PTA 会長が指定した者とする。

第6条 （秘密保持）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報を目だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条 （個人情報の取得）

本会が取り扱う個人情報とは、会員から同意を得て書面または電磁的方法により、本会あてに提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、メールアドレス、兄弟姉妹の構成、過去の役員もしくは委員の履歴、その他必要とするもので会員の同意を得た事項

第8条 （同意の取消）

1. 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての項目について、PTA 会長あてに書面にて申し出るにより、同意を取り消すことができる。
2. 本会は前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。

第9条 （利用目的）

本会は取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA 会費の集金業務のため
- (2) 文書の配布・受領及びメールの送信のため
- (3) PTA が主催する行事、集会、会議等の運営及び連絡のため
- (4) 役員名簿、会員名簿の作成のため
- (5) 地区班活動のため
- (6) 役員及び委員の選出活動のため
- (7) 緊急時・災害時などの連絡網の作成のため

第10条 （管理）

1. 個人情報は鍵のかかるロッカーに保管するなど、本会が適正に管理する。
2. 個人情報データベースを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
3. 退会等により不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条 （第三者提供）

本会は、次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の維持向上または児童の健全育成の促進に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第12条 （第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（前条各号の場合及び東京都、杉並区等を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名

- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第13条 （第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第 11 条各号の場合及び東京都、杉並区等を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第14条 （情報の開示）

個人情報の開示または訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。

第15条 （漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長に報告するものとする。

第16条 （改正）

この個人情報取扱規定の変更または追加を行うときは、事前にその旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発生時期を周知の上、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規定を改定した場合は、第 4 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則：本規定は、令和 3 年 11 月 19 日より施行する。

